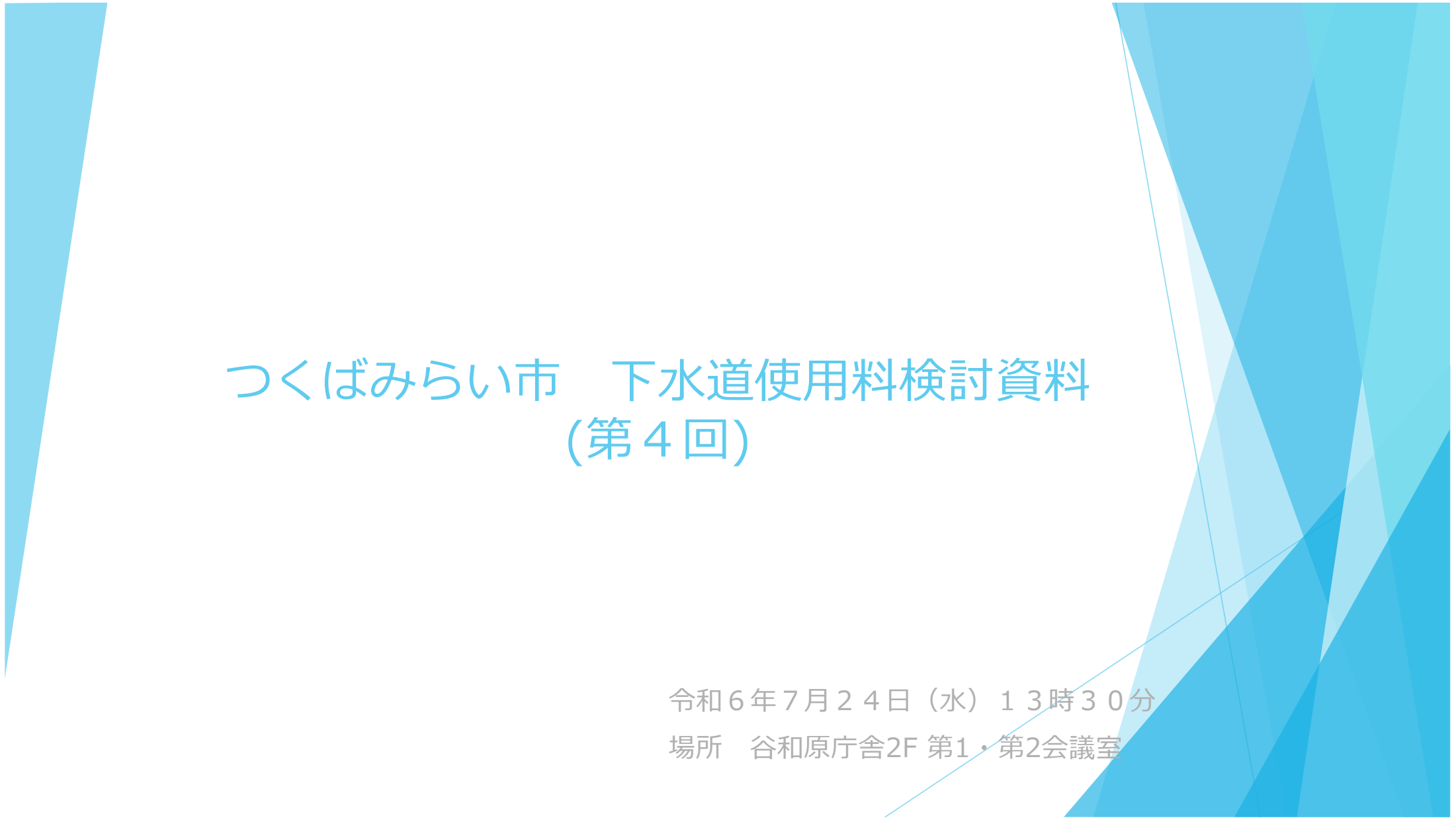


The background features abstract blue geometric shapes. On the left, a solid blue triangle points downwards. On the right, a complex arrangement of overlapping translucent blue triangles and polygons creates a dynamic, layered effect. The main text is centered in the white space between these elements.

つくばみらい市 下水道使用料検討資料 (第4回)

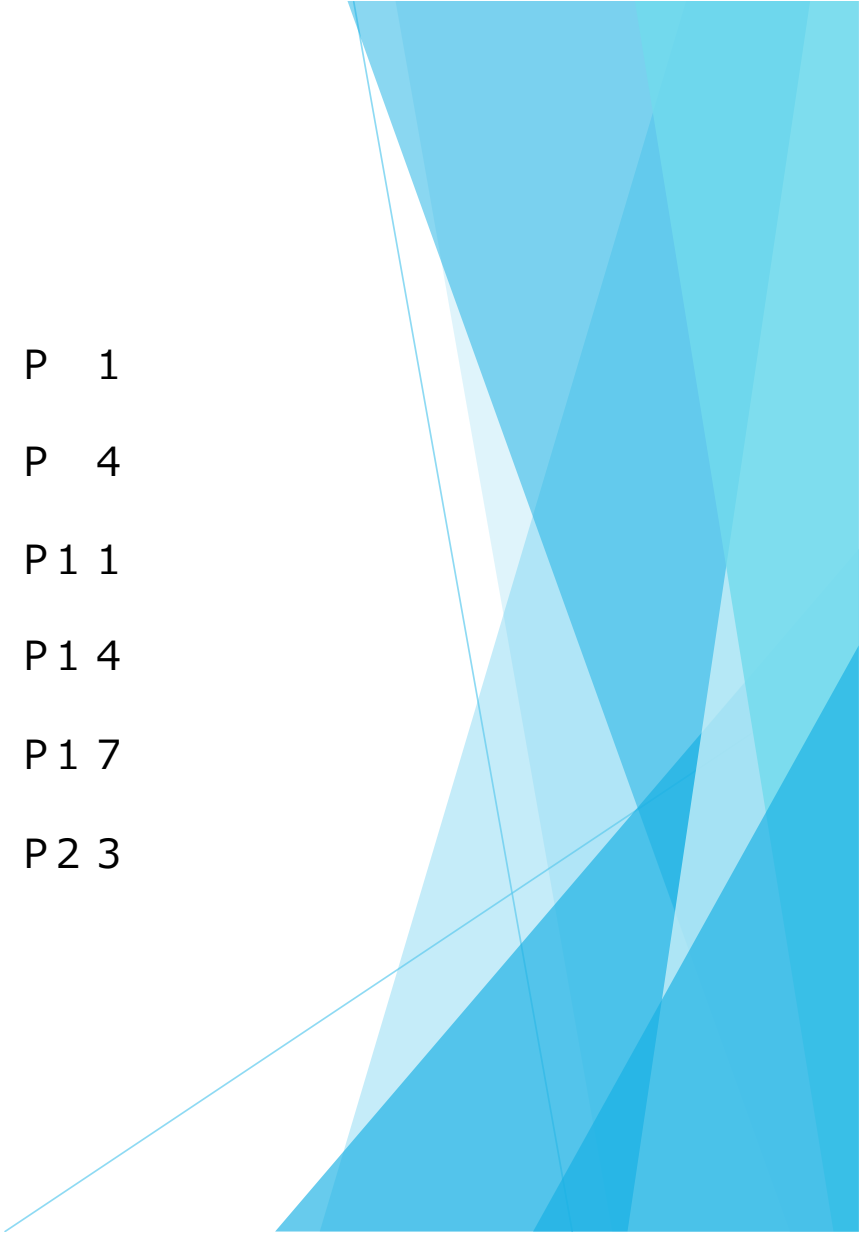
令和6年7月24日(水) 13時30分

場所 谷和原庁舎2F 第1・第2会議室



目次

1. はじめに	P 1
2. 会計の基本情報	P 4
3. 収支見通し	P 1 1
4. 使用料体系と類似団体との比較	P 1 4
5. 料金改定案の明示	P 1 7
6. 審議会スケジュール	P 2 3



1. はじめに

第1回 審議会



- ① 諮問
- ② つくばみらい市における
下水道事業・工事状況

第2回 審議会



- ① つくばみらい市における現状の分析
- ② 経営比較分析表を基にした近隣団体の状況説明
- ③ 使用料改定諮問の背景

第3回 審議会



- ① 経営戦略による今後10年間の見通し
- ② 経営戦略を基にした使用料改定案

第4回 審議会



★これまでの審議会と使用料検討案について

①会計の全体像

②具体的な改定に必要な情報と検討案のご提示

2. 会計の基本情報

公営企業 とは

地方公共団体が経営する企業の総称です。

例えば代表的なものとして、水道事業、下水道事業、病院事業、交通事業等があります。公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制が基本原則とされています。

下水道は、生活に欠かせない重要な施設ですが、先行投資して高額な費用がかかる上、建設期間も長期にわたります。

その高額な費用の多くを一般会計に依存しているのが現状ですが、独立採算制の原則に従い、各自治体ごとに市の一般会計から切り離した形で運営を行うべく、それぞれに適した使用料の設定、及び下水道施設の維持管理を行っていく必要があります。

一般会計



公共的な事業ではあるものの、必要経費以外では一般会計における税金などを使用せずに、自力で経営することが求められています。

「収益的収支」と「資本的収支」とは

下水道事業は「公営企業会計」を採用しているので、市役所の「一般会計」とは異なり、経営成績と財政状態を正確に把握するため、「収益的収支」と「資本的収支」の2つから構成されています。

収益的収支



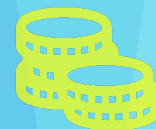
皆さまがお支払いいただいている下水道使用料や繰入金など**(収入)**と、下水を処理するために必要となる費用や人件費などの費用**(支出)**

主に下水を処理するために要した収入と支出だよ

資本的収支

老朽化した管の更新や処理場等下水道施設の工事費用や企業債償還金**(支出)**と、それらを賄う企業債や補助金などの資金**(収入)**

主に施設や排水管を設置するために要した収入と支出だよ



「収益的収支」と「資本的収支」を一般家庭に置き換えると・・・？

収益的収支

収益的収入	収益的支出
下水道使用料 (給料)	管渠費・ポンプ場費 処理場費・総係費 (生活費)
一般会計繰入金 (親からの仕送り)	支払利息・その他 (ローンの利息)
	利益 (収入余り・残高)

補てん財源
(預金残高)

利益等のストック

資本的収支

資本的収入	資本的支出
国庫補助金等 (国からの補助金)	建設改良費 (自宅建設費)
企業債 (ローン)	
一般会計繰入金等 (親からの仕送り)	企業債償還金他 (ローンの元金)
収支差額への補てん (ローン支払への補てん)	

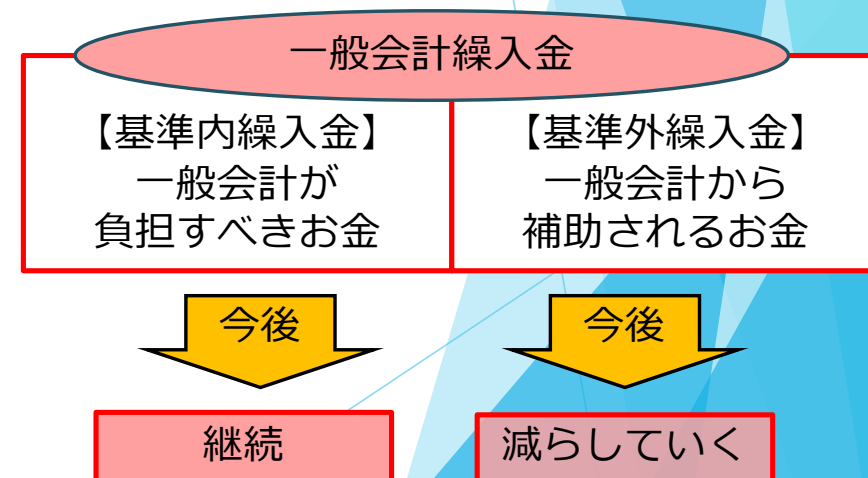
収益的収支（損益計算書の利益）は資本的収支の不足額（主に企業債の償還金）に使用されており、利益額がそのまま余っているわけではない。

現在の経営状況を見るための「収益的収支」について

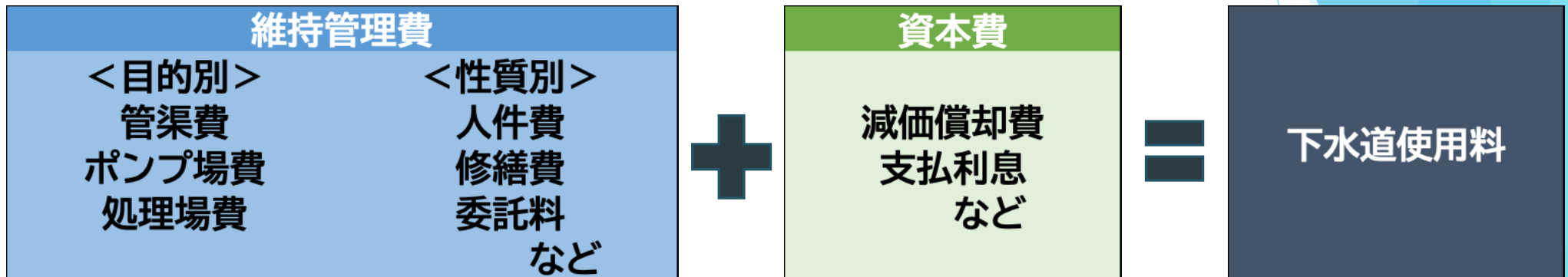
収益的収入	営業収益	下水道使用料	
		他会計負担金	雨水処理に係る一般会計負担金（基準内繰入金）
		その他営業収益	排水設備指定工事店申請手数料等
	営業外収益	受取利息	預金利息、基金利息
		他会計補助金	一般会計補助金 （基準内繰入金・基準外繰入金）
		長期前受金戻入	長期前受金戻入益
		雑収益	行政財産使用料等

この「**他会計負担金**」と「**他会計補助金**」を
一般会計繰入金といいます。
繰入金は下水道事業の様々な経費に充てられます。

収益的支出	営業費用	管渠費	管渠管理等
		ポンプ場費	中継ポンプ場管理等
		処理場費	処理場修繕、管理業務委託等
		総係費	職員人件費、下水道使用料収納業務負担金等
		減価償却費	固定資産減価償却費
		資産減耗費	固定資産除却費等
	営業外費用	支払利息	下水道事業債償還利息
		消費税及び地方消費税	
		雑支出	
	予備費	予備費	



目指すべき公営企業の在り方



出典：地方公営企業法（第17条の2：経費の負担原則） より

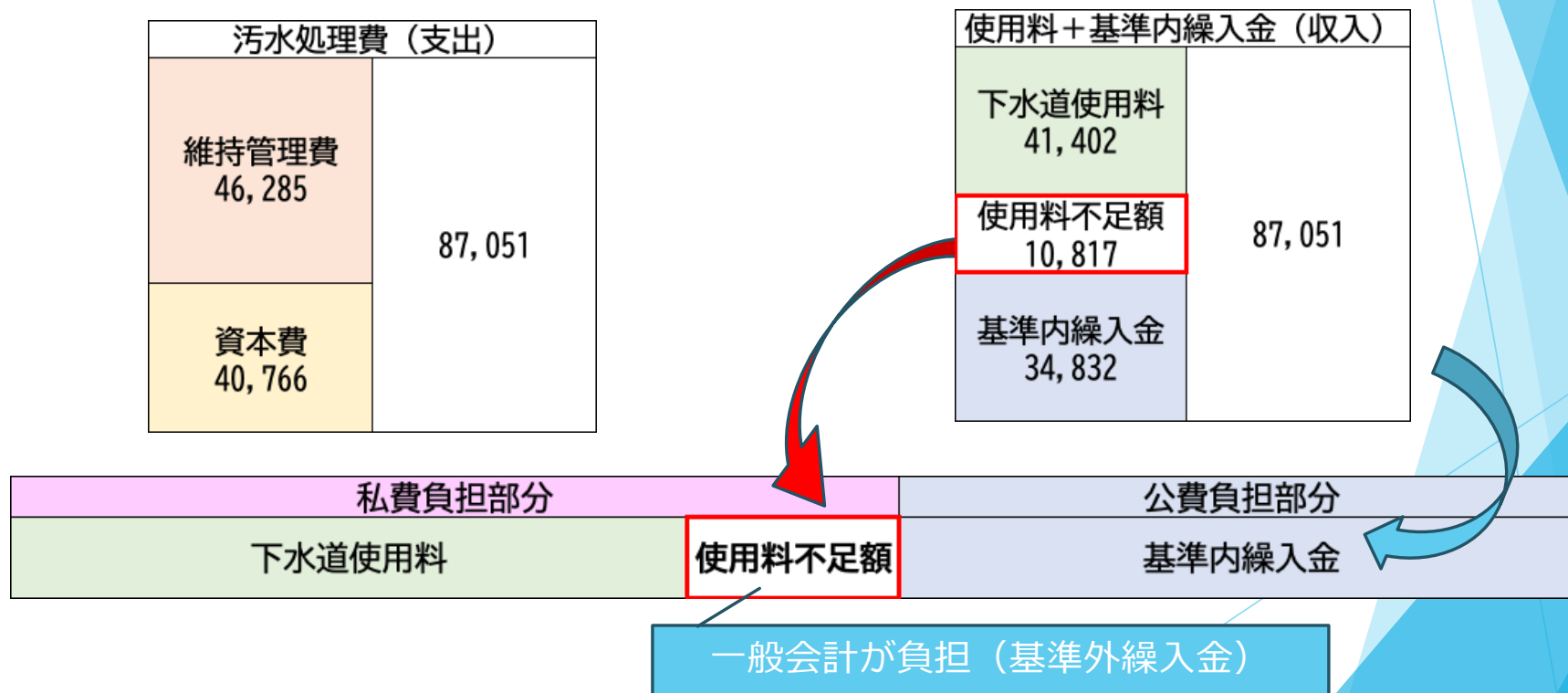
1. 独立採算制の原則

- ・ 公営企業の経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等を除き、その事業に伴う収入によって賄い、自立性をもって事業を継続していく **独立採算制の原則**が適用されます。
- ・ 事業として財源不足額があれば、自立的に解消しなくてははいけません。

汚水処理費財源の現状

使用料の不足を基準外繰入金として一般会計が補てんしています。

令和4年度決算 汚水処理費及び下水道使用料（単位：万円）



3. 収支見通し

収支見通し

※一部、圏央道インターパークの変更により数値変動あり

※金額については全て税抜

公共下水道＋農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m³)	3,066,736	3,081,314	3,087,501	3,095,475	3,265,814	3,434,416	3,476,495	3,631,013	3,755,500
使用料試算 (万円)	41,402	42,270	42,250	41,751	44,611	47,447	48,127	50,741	52,839
污水处理費 (万円)	52,219	59,771	67,208	66,219	65,736	66,173	65,933	67,458	68,440
使用料不足額 (万円)	10,817	17,502	24,958	24,468	21,126	18,727	17,806	16,716	15,601
経費回収率 (%)	79.29%	70.72%	62.86%	63.05%	67.86%	71.70%	72.99%	75.22%	77.21%

公共下水道	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m³)	2,650,159	2,665,599	2,680,191	2,689,135	2,861,413	3,031,954	3,075,600	3,231,088	3,357,506
使用料試算 (万円)	35,817	36,696	36,789	36,303	39,189	42,051	42,752	45,380	47,503
污水处理費 (万円)	39,752	43,884	50,801	49,732	49,212	52,800	52,261	53,605	54,892
使用料不足額 (万円)	3,935	7,188	14,012	13,429	10,023	10,749	9,509	8,226	7,389
経費回収率 (%)	90.10%	83.62%	72.42%	73.00%	79.63%	79.64%	81.80%	84.66%	86.54%

農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m³)	416,577	415,716	407,310	406,340	404,401	402,461	400,895	399,925	397,994
使用料試算 (万円)	5,585	5,574	5,461	5,448	5,422	5,396	5,375	5,362	5,336
污水处理費 (万円)	12,466	15,887	16,407	16,487	16,524	13,374	13,672	13,853	13,548
使用料不足額 (万円)	6,881	10,313	10,946	11,039	11,103	7,978	8,297	8,491	8,212
経費回収率 (%)	44.80%	35.08%	33.28%	33.04%	32.81%	40.35%	39.31%	38.71%	39.39%

<参考> 基礎情報・予測	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
行政人口予測 (人)	53,177	53,693	54,209	54,670	54,693	54,716	54,739	54,762	54,785
処理区域内人口予測 (人)	33,412	33,543	33,652	33,739	33,805	33,860	33,905	33,939	33,973
水洗化人口予測 (人)	32,433	32,588	32,657	32,742	32,835	32,907	33,013	33,046	33,098

参考：圏央道インターパーク 排水量計画値

圏央道インターパークつくばみらい（年度別排水量m³/年）

操業開始時点（工期別）の計画排水量

企業	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1			6,000		600			6,600
2						15,000		15,000
3			4,560		15,720	2,400		22,680
4			480	120				600
5				120		120	120	360
6			600					600
7			150,000		15,600	102,000		267,600
前年操業開始分	0	0	0	323,280	323,760	387,600	626,640	
合計（m ³ ）	0	0	161,640	323,520	355,680	507,120	626,760	1,974,720
想定使用料収入 （単位：万円（税抜））	0	0	2,742	5,487	6,033	8,606	10,638	33,506

一部計画値変更有：全体計画翌年度へ後ろ倒し R6.6月時点情報
 ※各企業の操業開始月が未定のため、年間営業日240日とし、操業初年度は120日にて算出

4. 使用料体系と類似団体との比較

下水道使用料の体系（過去比較）

つくばみらい市では合併前の谷和原村当時に平成元年4月1日から公共下水道が供用開始されました。

供用開始に向けて、昭和63年に谷和原村公共下水道条例が施行され、使用料が定められました。

その際の下水道使用料は右記のとおりです。

その後、平成20年4月1日に農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業との料金統一が図られた際に、基本料金を500円に、1～10m³の従量使用料を70円と変更しましたが、基本的な負担額はそのまま維持されました。

つまり、現在の使用料体系は、昭和63年に定められた使用料とほぼ変わっていないことが分かります。

※消費税率の改定に伴う使用料改定を除く

【参考】

昭和63年と令和6年の物価の比較

昭和63年：85.0%

令和 2年：100.0%

令和 6年：105.6%

（消費者物価指数：日本銀行HPより抜粋）

谷和原村公共下水道条例施行時の
下水道使用料（円／税抜）

（昭和63年9月28日公布、施行）

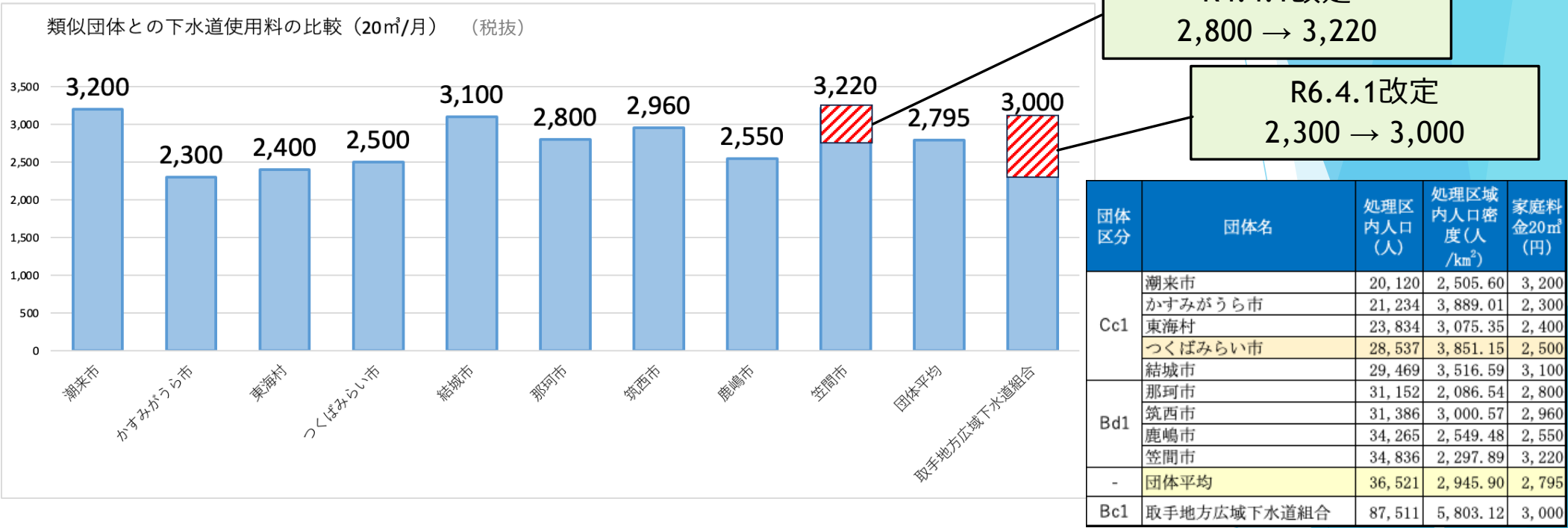
基本使用料		1,200
従量使用料 1m ³ につき	1～10m ³	0
	11～20m ³	130
	21～30m ³	140
	31～50m ³	150
	51～100m ³	160
	101m ³ ～	170
（参考）20m ³ 使用時		2,500

現在の下水道使用料（円／税抜）

基本使用料		500
従量使用料 1m ³ につき	1～10m ³	70
	11～20m ³	130
	21～30m ³	140
	31～50m ³	150
	51～100m ³	160
	101m ³ ～	170
（参考）20m ³ 使用時		2,500

類似団体との下水道料金比較

類似団体区分（総務省）を基に、処理区域内人口が当市と近い団体と使用料を比較しました。



類似団体区分とは？
各地方公共団体が人口規模の類似する他の団体と比較するための区分です。
つくばみらい市は現在「Cc1」に該当していますが、処理区域内人口区分内では上位に位置しているため、次の区分である「Bd1」の下位自治体についても比較対象としました。

処理区域人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
3万以上	50人/ha以上	30年以上	Bc1
	50人/ha以上		Bd1
3万未満			Cc1

5. 料金改定案の明示

改めて、これまでの数値の整理を行い、
使用料不足の改善、及び経費回収率を上昇させるために必要な値上げ幅を算定します

※金額については全て税抜

公共下水道＋農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	3,066,736	3,081,314	3,087,501	3,095,475	3,265,814	3,434,416	3,476,495	3,631,013	3,755,500
使用料試算 (万円)	41,402	42,270	42,250	41,751	44,611	47,447	48,127	50,741	52,839
污水处理費 (万円)	52,219	59,771	67,208	66,219	65,736	66,173	65,933	67,458	68,440
使用料不足額 (万円)	10,817	17,502	24,958	24,468	21,126	18,727	17,806	16,716	15,601
経費回収率 (%)	79.29%	70.72%	62.86%	63.05%	67.86%	71.70%	72.99%	75.22%	77.21%

改定案A

使用料単価を150円に設定
→20m³/月 使用料3,000円

改定案B

使用料単価を160円に設定
→20m³/月 使用料3,200円

改定案C

使用料単価を170円に設定
→20m³/月 使用料3,400円

改定案A

使用料単価を150円に設定
→20m³/月 **使用料3,000円**

※金額については全て税抜

公共下水道+農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	3,066,736	3,081,314	3,087,501	3,095,475	3,265,814	3,434,416	3,476,495	3,631,013	3,755,500
使用料試算 (万円)	41,402	42,270	42,250	41,751	48,987	51,516	52,147	54,465	56,333
污水处理費 (万円)	52,219	59,771	67,208	66,219	65,736	66,173	65,933	67,458	68,440
使用料不足額 (万円)	10,817	17,502	24,958	24,468	16,749	14,657	13,786	12,993	12,107
経費回収率 (%)	79.29%	70.72%	62.86%	63.05%	74.52%	77.85%	79.09%	80.74%	82.31%
◇改定による増額分	0	0	0	0	4,377	4,070	4,021	3,724	3,494

○Point

＜経費回収率 R12時点＞
公共下水道 : 91.75%

＜使用料不足額 R12時点＞
公共下水道 : **4,530万円**



公共下水道	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	2,861,413	3,031,954	3,075,600	3,231,088	3,357,506
使用料試算 (万円)	42,921	45,479	46,134	48,466	50,363
污水处理費 (万円)	49,212	52,800	52,261	53,605	54,892
使用料不足額 (万円)	6,291	7,320	6,127	5,139	4,530
経費回収率 (%)	87.22%	86.14%	88.28%	90.41%	91.75%

農業集落排水	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	404,401	402,461	400,895	399,925	397,994
使用料試算 (万円)	6,066	6,037	6,013	5,999	5,970
污水处理費 (万円)	16,524	13,374	13,672	13,853	13,548
使用料不足額 (万円)	10,458	7,337	7,658	7,854	7,578
経費回収率 (%)	36.71%	45.14%	43.98%	43.30%	44.07%

改定案B

使用料単価を160円に設定
→20m³/月 **使用料3,200円**

※金額については全て税抜

公共下水道+農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	3,066,736	3,081,314	3,087,501	3,095,475	3,265,814	3,434,416	3,476,495	3,631,013	3,755,500
使用料試算 (万円)	41,402	42,270	42,250	41,751	52,253	54,951	55,624	58,096	60,088
污水处理費 (万円)	52,219	59,771	67,208	66,219	65,736	66,173	65,933	67,458	68,440
使用料不足額 (万円)	10,817	17,502	24,958	24,468	13,483	11,223	10,309	9,362	8,352
経費回収率 (%)	79.29%	70.72%	62.86%	63.05%	79.49%	83.04%	84.36%	86.12%	87.80%
◇改定による増額分	0	0	0	0	7,642	7,504	7,497	7,355	7,249

○Point

＜経費回収率 R12時点＞
公共下水道 : 97.86%

＜使用料不足額 R12時点＞
公共下水道 : **1,172万円**



公共下水道	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	2,861,413	3,031,954	3,075,600	3,231,088	3,357,506
使用料試算 (万円)	45,783	48,511	49,210	51,697	53,720
污水处理費 (万円)	49,212	52,800	52,261	53,605	54,892
使用料不足額 (万円)	3,429	4,288	3,052	1,908	1,172
経費回収率 (%)	93.03%	91.88%	94.16%	96.44%	97.86%

農業集落排水	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	404,401	402,461	400,895	399,925	397,994
使用料試算 (万円)	6,470	6,439	6,414	6,399	6,368
污水处理費 (万円)	16,524	13,374	13,672	13,853	13,548
使用料不足額 (万円)	10,054	6,934	7,257	7,454	7,180
経費回収率 (%)	39.16%	48.15%	46.92%	46.19%	47.00%

改定案C

使用料単価を170円に設定
→20m³/月 **使用料3,400円**

※金額については全て税抜

公共下水道+農業集落排水	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	3,066,736	3,081,314	3,087,501	3,095,475	3,265,814	3,434,416	3,476,495	3,631,013	3,755,500
使用料試算 (万円)	41,402	42,270	42,250	41,751	55,519	58,385	59,100	61,727	63,844
污水处理費 (万円)	52,219	59,771	67,208	66,219	65,736	66,173	65,933	67,458	68,440
使用料不足額 (万円)	10,817	17,502	24,958	24,468	10,218	7,788	6,833	5,730	4,596
経費回収率 (%)	79.29%	70.72%	62.86%	63.05%	84.46%	88.23%	89.64%	91.51%	93.28%
◇改定による増額分	0	0	0	0	10,908	10,938	10,974	10,986	11,005

○Point

＜経費回収率 R12時点＞
公共下水道 : 103.98%

＜使用料不足額 R12時点＞
公共下水道 : なし

しかし農業集落排水は
経費回収率**49.94%**で
合算100%には届かない



公共下水道	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	2,861,413	3,031,954	3,075,600	3,231,088	3,357,506
使用料試算 (万円)	48,644	51,543	52,285	54,928	57,078
污水处理費 (万円)	49,212	52,800	52,261	53,605	54,892
使用料不足額 (万円)	568	1,256	-24	-1,323	-2,185
経費回収率 (%)	98.85%	97.62%	100.05%	102.47%	103.98%

農業集落排水	R8	R9	R10	R11	R12
年間有収水量 (m ³)	404,401	402,461	400,895	399,925	397,994
使用料試算 (万円)	6,875	6,842	6,815	6,799	6,766
污水处理費 (万円)	16,524	13,374	13,672	13,853	13,548
使用料不足額 (万円)	9,650	6,532	6,857	7,054	6,782
経費回収率 (%)	41.60%	51.16%	49.85%	49.08%	49.94%

いくつかの使用料改定パターンを想定した結論

- 1 本市として、まずは公共下水道事業において経費回収率 100%達成を目指したいと考えており、そのためには、今後の上昇見込みも含め最低でも改定案A以上の値上げが必要になります。
- 2 農業集落排水事業においては、改定案Aでは経費回収率 100%を大幅に下回っており、使用料収入で賄えない不足分は一般会計からの繰入りに頼らざるを得ず、今後の課題であると考えます。
- 3 使用料改定にあたり、使用料形態の具体的な案については次回明示いたします。

6. 審議会スケジュール

審議会スケジュール

つくばみらい市 審議会開催日・審議内容		
回数	開催日	審議内容
第1回審議会	令和5年12月6日	諮問
第2回審議会	令和6年2月27日	本市下水道事業の現状 経営比較分析表を基にした近隣団体の状況説明 下水道使用料改定の背景
第3回審議会	令和6年5月29日	経営戦略による今後10年間の見通し 経営戦略を基にした使用料改定案
第4回審議会	令和6年7月24日	会計の全体像 具体的な改定に必要な情報と検討案のご提示
第5回審議会	令和6年9月24日	検討案に対する追加説明 使用料算定を行い、ボリュームゾーンを含む改定案検討
第6回審議会	令和6年10月30日	答申